

1 特集

平成25年警察白書では、サイバー空間の脅威が深刻化するとともに、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪が多発している最近の治安情勢に鑑み、以下の2つを特集として取り上げた。

- I サイバー空間の脅威への対処
- II 子ども・女性・高齢者と警察活動

2 トピックス

- I 凶悪化する暴力団への対策
- II 国民に信頼される警察のために
- III 今なお続く震災対応と次なる大規模災害への備え
- IV アジアを中心とした国際協力の展開

3 年次報告部分

- 第1章 警察の組織と公安委員会制度
- 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動
- 第3章 組織犯罪対策
- 第4章 安全かつ快適な交通の確保
- 第5章 公安の維持と災害対策
- 第6章 警察活動の支え

4 その他

- 図表や写真を多く用いて、見やすく分かりやすいものとなるよう努めた。
- 「警察活動の最前線」として、現場での労苦や仕事のやりがい等についての率直な思いをつづった、第一線で活躍する警察職員の手記を特集及び各章末に掲載した。

5 今後の予定

- 7月30日 (火) 閣議配布
- 7月31日 (水)以降 市販開始 (予定)

1 概要

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）が平成24年9月19日から施行されたところ、一部の規定（附則第17条）については同日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定であり、当該一部の規定により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規制法」という。）が改正されることに伴い、所管法令について所要の改正を行う必要が生じるもの。

2 改正の内容

炉規制法の改正により、従前の「原子炉」が「試験研究用等原子炉」及び「発電用原子炉」に分けて規定されること等から、次に掲げる法令の改正を行う。

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令

原子力規制委員会と国家公安委員会等との関係を定めた規定に所要の改正を行う。

○ 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令

核燃料物質等の運搬に係る届出をして運搬証明書の交付を受けようとする者が都道府県公安委員会に対して提出する運搬届出書の様式に所要の改正を行う。

○ 警備員等の検定等に関する規則

施設警備業務として警備業者が警備員を配置しなければならない施設に係る規定に所要の改正を行う。

3 今後の予定

施行：設置法附則第17条の施行の日（未定）

1 経緯

「総合物流施策大綱」は、関係省庁が連携して物流施策の総合的な推進を図るため、平成9年（1997年）以降、4次にわたり策定されており、現行の「総合物流施策大綱（2009-2013）」が目標年次を迎えたため、前回見直し後の我が国の物流を取り巻く課題を踏まえ、新たな大綱（「総合物流施策大綱（2013-2017）」（案））を策定するもの。

2 骨子

(1) 今後の物流施策の方向性

強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築

～国内外でムリ・ムダ・ムラのない全体最適な物流の実現～

(2) 目標年次

平成29年（2017年）

(3) 取組

- ① 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組
- ② さらなる環境負荷の低減に向けた取組
- ③ 安全・安心の確保に向けた取組

3 警察関係の主な内容

①の取組として、ITSの推進による交通流の円滑化、③の取組として、安全・安心な道路交通環境の実現に向けた交通安全施設等の整備の推進などが盛り込まれている。

4 今後の予定

6月25日 閣議決定

5 その他

本大綱を踏まえた個別具体的な施策については、関係省庁の局長等を構成員とする「総合物流施策推進会議」において策定する予定

公安委員会	行政事業レビューにおける	平成25年6月20日
説明資料No.4	公開プロセスの結果について	会計課

6月18日(火)に行った行政事業レビュー公開プロセスの結果については、次のとおり。

1 都道府県警察施設の耐震改修

- 評価結果：現状通り3名、事業内容の改善2名、事業全体の抜本的改善1名（一致した評価結果は示さず）
- 主な有識者のコメント
 - ・ 全国の警察施設の耐震性を把握し、全ての警察施設の耐震工事を完了させるための全体的な計画を持つべき。
 - ・ 目標年度を決めて、インセンティブ、意識改革など最も有効な方法を考えるべき。
 - ・ 国が補助金を出す以上、耐震化が遅れている県に重点化するなどその分配についての戦略性や明確な成果目標を持つべき。

2 交通安全施設（信号柱）の老朽化対策

- 評価結果：事業内容の改善
（有識者の結果：事業内容の改善4名、事業全体の抜本的改善2名）
- 主な有識者のコメント
 - ・ 単に会計上の耐用年数のみによることなく、実際の各信号柱ごとにきめ細かい点検を行って判断するように改めるべき。
 - ・ 点検とメンテナンスの合理化、全国でのベストプラクティスの共有などを更に進めるべき。
 - ・ 単に補助金で更新するのではなく、真に必要なものを都道府県警察が独自に効率的に更新するために、都道府県警察の中に仕組みを作ることを促すべき。

1 経緯

- アフガニスタンの治安回復への支援は国際的な課題であるところ、トルコ警察は、NATOと連携し、平成23年及び24年の2回にわたり、同国国内においてアフガニスタン警察官に対する6カ月間の訓練を実施（500名×2回：計1,000名）。
- 我が国は、トルコからの支援要請を受け、資金協力を行うとともに、我が国警察から柔道講師6名をJICA短期派遣専門家として派遣（約3カ月×2回）。アフガニスタン警察訓練生に対し柔道及びこれを通じた警察官としての規律や職業倫理を指導し、関係者から高い評価と感謝。
- トルコ、アフガニスタン及びNATOは、同訓練の継続を希望し、昨年12月、我が国に対し支援継続を要請してきたことから、今次、第3回目の柔道講師派遣を行うもの。

2 支援内容

(1) トルコにおける第3回アフガニスタン警察官訓練の概要

- 過去2回と同様、トルコ警察が、同国国内の「シヴァス警察訓練センター」において、アフガニスタン警察訓練生500名を対象に実施。
- 訓練期間は、本年6月10日から6カ月間。

(2) 柔道訓練の概要

ア 訓練期間等

- 7月1日から9月14日までの11週間
- オリエンテーション2時限及び実技訓練42時限

イ 柔道講師の派遣

- 警視庁から6名をJICA短期派遣専門家として派遣。
- 1時限に約70名（2クラス分）の訓練生を指導。
- 派遣期間は89日間（出国：6月24日、帰国：9月20日）

1 ストーカー規制法改正案について

(1) 改正の概要

- 拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為を規制対象に追加
- 警告又は仮の命令をすることができる警察本部長等を拡大
- 禁止命令等を行うことができる都道府県公安委員会を拡大
- 禁止命令等の申出制度を新設（禁止命令等が職権により可能であることについては従前どおり。）
- 警告及び申出による禁止命令等に係る通知制度を新設
 - ・ 警告又は禁止命令等をした場合はその旨を、しなかった場合は書面をもってその旨及び理由を申出者に通知
- ストーカー行為等の規制等の在り方については、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置を講ずるよう義務付け
- 政府に対し、上記の検討に当たって、ストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置その他の措置を講ずることにより、適切な役割を果たすよう義務付け

(2) 施行期日

公布から3月を経過した日から施行（電子メールの連続送信行為の規制については公布から20日を経過した日から施行）

2 DV防止法改正案について

(1) 改正の概要

- 法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に変更
- 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、配偶者（内縁を含む。）に関する規定を準用

(2) 施行期日

公布から6月を経過した日から施行

1 趣旨

- サイバー犯罪捜査については、地理的無制限性等の特性から、各道府県警察が頻繁に東京都内に出張してプロバイダ等に対する差押え等を行っている実態があり、捜査活動の更なる効率化を図る必要がある。
- インターネットバンキングに係る不正送金事案の被害が急速に拡大しているところ、この種事犯の申告が、金融機関の本店からその所在地を管轄する警視庁に集中しており、申告された事犯について、全国警察が協働して効果的な捜査をなし得るよう、所要の初期捜査及び、これにより判明した関係道府県警察との警察庁を介した情報共有等を迅速に行わせる必要がある。

(被害総額 6月10日現在で、125件、約1億2,300万円)

2 新たな捜査体制

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課に警視庁の捜査員及び道府県警察から派遣される捜査員から編成された「サイバー犯罪特別対処班」を新設

3 具体的業務

(1) 道府県警察からの捜査共助の依頼に対する対応

不正アクセス行為の禁止等に関する法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に係る国費認定を受けたサイバー犯罪の事件捜査（ただし、インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に基づく事件捜査は除く。）における、東京都の区域内に所在するプロバイダ等に対する差押え・検証
(別紙1参照)

(2) インターネットバンキングに係る不正送金事案の初期捜査

関係金融機関からの申告を受けての事情聴取、関係道府県警察の捜査に必要な契約書類や取引明細等の関係資料の入手、口座凍結のための情報提供等 (別紙2参照)

4 運用開始日

平成25年7月1日

公安委員会 説明資料No. 8	特定商品等の預託等取引契約に関する 法律違反事件の検挙について（警視庁）	平成25年6月20日 捜査第二課
--------------------	---	---------------------

1 逮捕被疑者（3名）

- (1) (69歳)
- (2) (59歳)
- (3) (74歳)

2 逮捕年月日

平成25年6月18日

3 罪名及び罰条

特定商品等の預託等取引契約に関する法律違反（同法第4条第1項）

4 逮捕事実の要旨

被疑者らは、共謀の上、黒毛和種牛の繁殖牛を顧客に販売するとともに、当該繁殖牛を一定期間顧客から委託を受けて飼養し、飼養委託期間満了時に当該繁殖牛を販売時と同額で買い取るなどとした委託オーナー制度による黒毛和種牛売買・飼養委託契約の締結について勧誘するに当たり、保有する繁殖牛の数が大幅に不足し、約定どおり顧客に割り当てる繁殖牛が存在しないにもかかわらず、平成23年4月頃から同年7月頃までの間、顧客106名に対して、顧客の牛が存在しているとの内容を記載したパンフレットや実在しない繁殖牛の耳番号を記載した売買・飼養委託契約書を送付し、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項として政令で定める特定商品の保有状況につき不実のことを告げたもの。

5 その他（株式会社安愚楽^{あぐら}牧場の沿革）

- 昭和56年12月18日 有限会社安愚楽共済牧場として栃木県那須町に設立
- 平成21年4月1日 株式会社安愚楽牧場に商号変更
- 平成23年8月9日 民事再生手続申立
- 同 年9月6日 民事再生手続開始決定
- 同 年11月8日 民事再生手続廃止、破産手続に移行
- 同 年12月9日 破産手続開始決定

1 目的

安心な社会を創るための匿名通報事業（いわゆる「匿名通報ダイヤル」）は、暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとするもの。

2 平成24年度中の通報の受理・活用状況

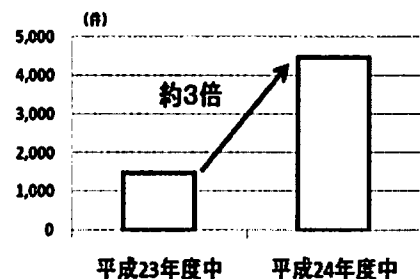
(1) 24年度の取組

- 従来の通報対象事案は、少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等であったが、24年度から暴力団が関与する犯罪等、犯罪インフラ事犯及び薬物・拳銃事犯を追加。
- 警察庁及び都道府県警察のウェブサイトに匿名通報ダイヤル専用ウェブサイトへのリンクバナーを掲示。

(2) 受理件数

4,427件（前年度から2,978件増加）

- 電話：765件（前年度から498件増加）
- ウェブサイト：3,662件（前年度から2,480件増加）



(3) 対象事案別通報・検挙件数

	対 象 事 案						計	参考情報	合 計
	暴力団が関与する犯罪等	犯罪インフラ事犯	薬物・拳銃事犯	少年福祉犯罪	児童虐待事案	人身取引事犯等			
通報	171件 (9.2%)	150件 (8.1%)	762件 (40.9%)	409件 (22.0%)	241件 (12.9%)	130件 (7.0%)	1,863件	2,564件	4,427件
検挙	2件	1件	6件	2件	1件	2件	14件	1件	15件

- 対象事案に係る通報1,863件のうち、薬物・拳銃事犯に係る通報が全体の約4割で最多。
- 児童虐待事案 241件のうち、児童虐待の疑いが認められた33件（前年度から17件増加）について、児童相談所への通告を実施。
- 15件の検挙事案のうち、情報料支払の対象と認めた事案は12件（前年度から4件増加）。

静岡県警察は、平成25年6月19日、静岡地方検察庁の検察事務官による六代目山口組傘下組織幹部らへの情報漏洩事案につき、国家公務員法違反（守秘義務違反及び同そそのかし）で、被疑者3名を逮捕した。

1 被疑者

- (1) 住居 静岡県富士宮市
職業 国家公務員（検察事務官）

30歳

A

- (2) 住居 静岡県富士宮市
職業

39歳

B

- (3) 住居 静岡県富士宮市
職業

38歳

C

2 事案の概要

被疑者 A は、平成22年12月22日、静岡地方検察庁において、B に対し、業務上知ることができた秘密である山口組傘下組織組員に係る詐欺事件の捜査の端緒及び求刑予定に関する情報等を電子メールを用いて送信して、秘密を漏らしたもの。

被疑者 C 及び同 B は、共謀の上、同月17日及び21日ころ、A に対し、電子メールを用いて、上記詐欺事件に関連する情報を教示するよう依頼して、秘密を漏らす行為をそそのかしたものの。

<p>公安委員会 説明資料No. 11</p>	<p>G8サミットを踏まえた法人等の悪用防止に向けた我が国行動計画の概要について</p>	<p>平成25年6月20日 犯罪収益移転防止管理官</p>
-----------------------------	--	-----------------------------------

1 背景

- (1) 6月17日(月)・18日(火)英国の北アイルランド、ロック・アーンにおいて開催されたG8サミットにおいて、法人等の所有・支配構造の不透明な実態によって、法人等がマネー・ローンダリング(以下「マネロン」と言う。)や租税回避のために利用されている現状を踏まえ、「法人及び法的取極め(※)の悪用防止に向けたG8行動計画原則」が合意された。
 - (2) このG8行動計画原則に基づき我が国の行動計画を定め、これを公表した。
- ※ 信託などをいう。

2 G8行動計画原則の主な内容

- (1) 法人の透明性確保
 - ・ 法人に対し、その実質所有者情報の入手・保持を義務付ける。
 - ・ 各国は法人の実質所有者情報に対する法執行当局等によるアクセスを確保する。
- (2) ナショナル・リスク・アセスメント

当局は、リスク評価を実施し、自国のマネロン・テロ資金対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる。

3 我が国行動計画の主な内容

- (1) 法人の透明性確保

法人及び法的取極めがマネロン・テロ資金供与等を利用されることを防止する観点から、現行の制度を充実させることによって、法人が、自らを所有し支配する者を確認することを前提とし、あわせて、当局が法人の実質所有者情報を確認することができるよう制度を整備する。
- (2) ナショナル・リスク・アセスメント

FIUを所管している警察庁を中心とし金融庁等の関係省庁からなる作業チームを設けて、2014年末までにマネロン・テロ資金対策に係る国のリスク評価を行う。